

令和2年 第6回占冠村農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年6月17日(水) 開会 午後1時27分
閉会 午後2時18分

開催場所 占冠村総合センター 2階 視聴覚室

出席委員 1番 鈴木雅士 2番 熊崎一弘 5番 堀井京子
6番 水野利行

欠席委員 会長 安田堅吾 4番 江頭謙一郎

欠員 3番

事務局 事務局長 平岡卓主幹 杉岡裕二 主任 坂本龍哉

議事日程 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

令和2年 第6回占冠村農業委員会総会議事録

事務局 ただ今より、令和2年第6回占冠村農業委員会総会を開催いたします。本日、安田会長より急遽欠席の旨連絡がありました。その他、欠席の通知を受けている委員は、4番江頭委員で、計2名の委員が欠席です。したがって、在任委員の過半数以上の委員が出席していますので、占冠村農業委員会会議規則第6条の規定により、本会議は成立いたします。

本日の議事日程について、説明いたします。

本日の議事日程は、議案書のとおり5日程です。今総会に付議された案件は議案第1号から議案第2号までの2件です。日程については以上です。

本日の議事進行については、会長欠席により、鈴木会長職務代理に進めていただきます。

議長 ただ今の出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第6回占冠村農業委員会総会を開催いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第13条の規定により議長において、5番 堀井 京子君、2番 熊崎 一弘君を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。本日の総会の会期は本日1日間としたいが、これにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について事務局より報告願います。

事務局 (読み上げて報告)

議長 事務局より補足説明等はございませんか。

事務局 1点だけ補足させていただきます。

8月6日の上川地方農業委員会連合会臨時総会ですが、役員任期満了につき、役員改選となります。会長の日程調整がつかましたら、参加していきたいと考えております。

議長 ただ今の報告について、質疑等はございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ質疑なしとし、次の議事に移ります。

事務局

議 長 日程第4 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について、を事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について
(読み上げて提案)

議 長 これより審議に入ります。議案第1号について質疑等はありませんか。
受付番号1～3は継続案件、受付番号4は新規案件ということでよろしいですか。

事務局 そのとおりです。

受付番号4について補足説明をお願いします。

事務局 []と[]の利用権設定の申出書が提出された経緯についてご説明します。新規就農された[]が耕作をする[]農地を探しておりまして、農業委員会としてもなるべく近場で耕作できる土地を見つけることができればと考えておりました。[]の所有されている土地で、[]との売買契約完了後に農地として適正に管理されておらず、指導していた土地がありましたので、[]に航空写真を見てもらい、[]にお話ししてみることを提案しました。翌日、[]が[]とお話して借り受けすることを承諾していただきました。ただし、[]が所有している機械では雑木が生えた現状の土地を耕作できるように綺麗に整備することが困難であるという問題がありました。[]が新規就農された際から相談に乗っていただいている[]にお話ししたところ、今年は抜根と除草等の作業を行い、来年から2年間デントコーンを耕作する等で、3年後に[]が耕作できる綺麗な状態の圃場になるように土地を起こすと言っただけでした。[]と[]の利用権設定となっていますが、3年後に[]が使用することに向けて、間に[]が入っていただけただという内容になっております。

[] 受付番号2についてですが、[]となっていますが、[]があるということですか。

事務局 []の[]場所がありますので、そこから[]進む形となります。

議 長 他に質疑等はありませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、挙手による採決を行います。本件に賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 (賛成多数)

議 長 本件は原案のとおり決定されました。

議 長 日程第5 議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、
を議案とします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、
(読み上げて提案)

議 長 事務局に補足説明をお願いします。

事務局 まず、受付番号1～77までについてご説明します。本年度より5年間中山間直接支払交付金の対象地として農業振興地域への編入を求める土地となっております。中山間直接支払交付金ですが、補助金割合としては国50%、道25%、村25%です。農地面積の70%が草地であり、年間積算気温が2,300℃以下の寒冷地で農業をされている地域について、草地当たり1,500円の交付金が交付されるようになっており、占冠村も対象になります。中山間直接支払交付金というのは寒冷地でがんばっている農家さんに支払われるものがあります。交付対象となっている面に対しての支払われる補助金の半分を農家さんに支払い、残りの半分を農地の維持管理や地域の課題対策等の共同取組に充てることとなっております。今年度は総額650万円の交付金が交付されます。

受付番号78につきましては前々回の農業委員会にて説明しておりましたが、
の場所で が を設置するという占有の申出がなされておりました。 という事で、転用不許可案件として皆様にご説明した案件となっております。こちらについては農振地域の除外を行いますので、除外箇所として審議をお願いします。

議 長 これより審議に入ります。質疑等はございませんか。

事務局 受付番号78ですが、図面上で正確な場所ですか。

事務局 面積は間違いはないですが、場所は若干の差はあるかもしれません。

事務局 面積については合わせているということですね。

議 長 他に質疑等はございませんか。

今回の案件について受益面積が一筆の面積より小さいところが多くあります。私の認識では農振地域とは投網をかけるようなやり方だったと思います。この受益面積が小さいところというのは他部分がすでに農振地域に含まれているところということでしょうか。

事務局 まず農振の網かけについてですが、10haの一団の農地を形成できる場所を農業振興地域として色づけし、縛りを設けなさいというのが法律の内容です。

河川、国道等に分断されている箇所もありますが、一般的には作業道等で分断されるものについてはある程度分断されていないものとして判断できるとなっております。今回、図面上で黄色に色づけされている部分がすでに農業振興地域として縛りが設けられている箇所になります。縛りに追従する箇所で抜け落ちていた筆を一団に含めて問題ないのではないかという審議をいただきたいという内容となっております。具体例で説明させていただきますと16ページはアリスラップ地域ですが、地域全体を見たときに10haを超える農地面積となっております。すでに草地として使用されていますが、農振地域から漏れている箇所を補足追加させていただいた形です。

もう1点ですが、中山間地域直接支払交付金事業について説明させていただきます。まず、農振地域になっていない場所は交付金の対象地にはできません。しかし、草地1haを形成できるものは交付金の対象地として良いということになっております。1haで囲える部分については漏れなく拾うようにしました。そのため、農振については10haの一団となっておりますが、中山間地域直接支払交付金については1haの小規模であっても面で拾い上げて、地域の人が1ha以上の団地が形成されているという認識であれば、5年間の交付金の対象地にすることができます。ただし、5年間は草地以外に変更することができないという縛りがございますが、集落で生産物を生産している場合であれば、補助金の返還義務は発生しません。また、第4期までは草地以外の用途に変更された場合は補助金の全額返還となっていました。第5期対策からは草地以外で使う場合はその面に対しての交付金の返還だけで良いとなっております。5年以上はそこから生産物を生産していなければならないので、農業生産をやめたいという場合には地域で農地を維持するための集落協定を結べば、返還義務は発生しません。また、地域の共同取組の中で牧草を収穫すること等が可能となります。

話を戻しますが、農振地域については補助金の関係もあるので漏れないように拾い直した結果、漏れている箇所が確認できたため、今回漏れている箇所を農振地域に含めたいという状況です。

農振地域から漏れていた理由はありますか。最初から含めることができているならば、農振地域として先程の補助をこれまで受けられていたということになります。

事務局

中山間事業の補助が受けられるようになった経緯としましては2010年までの農業センサスでは田・畑の面積のうち、田の面積も一定数あったため、草地の面積が農地面積の6割程度しかありませんでした。2015年の農業センサスで農家さんから統計事務所に報告した数字で村全体の農地の内7割以上が畑・草地であるということになりましたので、中山間事業の交付条件をクリア

したということになります。同じく、積算気温が見直されて2,300℃以下と寒冷地という条件にも合致するようになり、第5期対策より受けられるようになったという状況です。そのため、農振地域から漏れていたのも、中山間事業の補助を今まで受けることができなかったということではありません。事業の補助を受けられるようになったので、見直しを行った形となっております。農振地域から漏れていた原因として考えられるのは河川に分断されていたので当時は含めなかった。あるいは当時の手書きの図面で色塗りをして地域を決めていましたが、色塗りが漏れていて含められていなかった等が考えられます。

農振地域に含められていなかった理由として、農業者が自助努力で草地を拡張したことも考えられますし、様々な要件が考えられるとは思いますが。今まで畑として見られなかったものが畑として認められるようになって日の目を見たということだと思います。今回の実務を含めてほしい数字があってきたのではないかと感じています。

議 長 他にございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、挙手による採決を行います。本件に賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 (賛成多数)

議 長 本件は原案のとおり決定されました。

本総会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

その他になにかありますか。

委 員 (なし)

これにて、令和2年第6回占冠村農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労様でした。

上記は会議の顛末を記載して相違ない証として署名する。

令和 年 月 日

議 長

5 番

2 番